



金融庁月刊オンライン広報誌

アクセス FSA 第 174 号

<http://www.fsa.go.jp/access/index.html>



信託協会 新年賀詞交歓会



日本取引所グループ 大発会

平成 30 年 1 月、麻生金融担当大臣は、金融関係団体の賀詞交換会等に出席しました。

その中で、大臣からは、今年の金融面の取組みとして、1月から開始された「つみたて NISA」の普及・促進や、金融機関の「顧客本位の業務運営」の確立・定着に向けた取組み、更には、コーポレートガバナンス改革を進めていくことにより、国民の安定的な資産形成と企業の持続的成長を促していくとともに、フィンテックなど金融サービスのイノベーションの促進や金融仲介機能の強化に向けた取組みなどを通じて、利用者利便の向上や企業の成長力の強化を実現して、日本経済の健全な発展につなげていきたい旨、発言しました。

Contents

P 3	1 月からつみたてN I S Aがスタート！
P 5	長い間、お取引のない預金等はありませんか？
P 6	「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）の公表について
P 7	監査監督上の協力に関する中華人民共和国財政部との書簡交換について
P 8	事業報告等と有価証券報告書の一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について
P 8	消費者向け金融等に対する金融庁の取組みについて
P 10	皆さんご注意下さい！ & 情報提供のお願い
P 15	お知らせ

1月からつみたてNISAがスタート！

平成30年1月からつみたてNISAがスタートしました。

つみたてNISAは、少額からの長期・積立・分散投資に特化し、投資未経験者などが資産形成を始めるのに適した制度です。

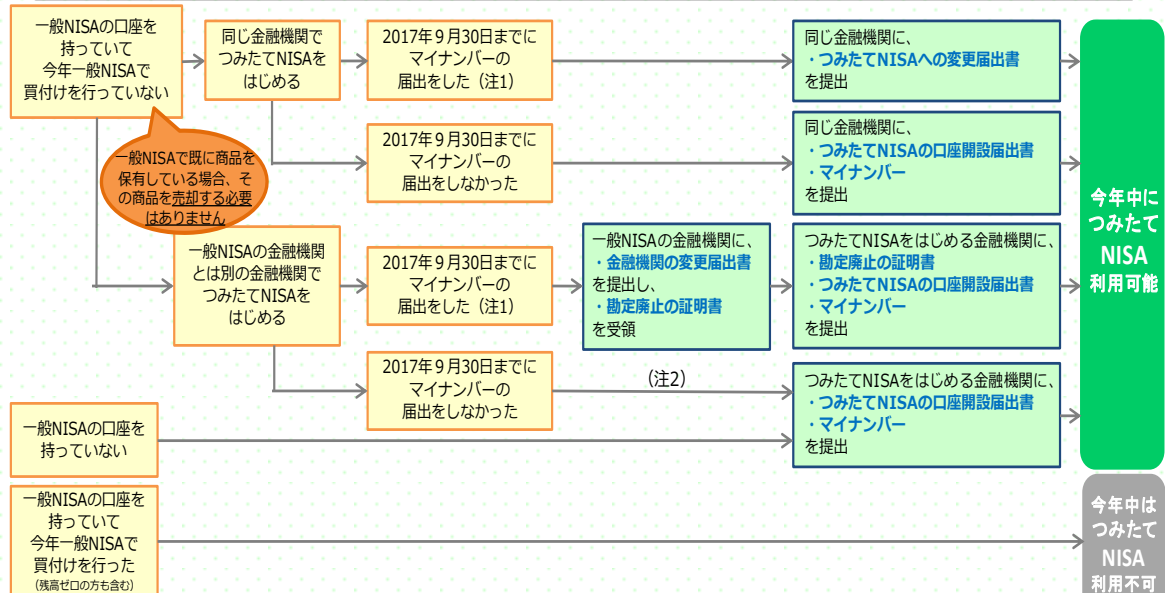
つみたてNISAで買付けを行うためには、金融機関において所定のお手続きが必要です。

まだ「一般NISA」の口座をお持ちでない方は、ご希望の金融機関に口座開設届出書とマイナンバーを提出するだけで、非常に簡単に「つみたてNISA」をはじめることができます。

既に「一般NISA」の口座をお持ちの方は、金融機関の変更の有無、マイナンバーの届出の有無によって必要な手続きが異なりますので、下記のフロー図をご覧ください。

つみたてNISAをはじめる方へ(2018年1月以降用)

- 「一般NISA」の口座をお持ちでない方は、非常に簡単に「つみたてNISA」をはじめることができます。
- 現在「一般NISA」の口座をお持ちの方は、以下のフロー図をご覧ください。
その際、「一般NISA」で既に商品を保有している場合、**その商品を売却する必要はありません**。最長5年間はそのまま**非課税で保有可能で、売却益も非課税**です。



- (注1) 租税特別措置法の規定により、今年10月～12月に「つみたてNISA」への変更手続又は金融機関の変更手続をされた場合、「つみたてNISA」で買付けできるのは来年1月以降になります。
- (注2) 2017年9月30日までにマイナンバーの届出をしなかった方は、2018年分の「一般NISA」の口座は自動開設されていないため、「一般NISA」の口座を持っていない方と同様の手続を行ってください。
- (注3) 「一般NISA」から「つみたてNISA」への変更は、年の途中でも行うことは可能ですが、既に今年「一般NISA」で買付けを行っている場合、今年は「つみたてNISA」で買付けできません。
- (注4) 「ジュニアNISA」については、「つみたてNISA」への変更はできません。

なお、現在「一般NISA」の口座をお持ちの方が来年以降「つみたてNISA」に変更する場合であっても、既に「一般NISA」で保有している商品については、最長5年間はそのまま非課税で保有可能で、売却益

も非課税です。既に保有しているN I S A商品が課税扱いになったり、売却しなければならぬといったことはありません。

詳しくは、ご利用の金融機関にお問合せください。

長い間、お取引のない預金等はありませんか？

2018 年 1 月 1 日に、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）（以下「休眠預金等活用法」という。）が施行されました。

2009 年 1 月 1 日以降のお取引から 10 年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。

休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

また、通帳やキャッシュカードの所在、金融機関にお届けの住所やメールアドレスに変更がないか、今一度ご確認してみてもはいかがでしょうか。

金融庁ホームページでは、預貯金者の方などのための Q & A や、休眠預金等活用法に関する関係資料などをご紹介しますので、詳しくはそちらをご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/policy/kyuminyokin/kyuminyokin.html>

長い間、お取引のない
預金はありませんか？

2018年1月より**休眠預金等活用法**が施行されます

2009年1月1日以降のお取引から10年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。

休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。またホームページでも各種情報を掲載しています。

休眠預金等の引き出し手続などについて

金融庁：
<http://www.fsa.go.jp/>

休眠預金等の民間公益活動への活用などについて

内閣府（※休眠預金等活用担当）：
http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html

金融庁、内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）の公表について

金融庁では、平成 29 年 12 月 15 日、新しい検査・監督全般に共通する基本的な考え方と進め方を整理した「金融検査・監督における考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）をとりまとめ、意見募集を行っています。

本方針は、金融モニタリング有識者会議が平成 29 年 3 月に公表した報告書「検査・監督改革の方向と課題」を踏まえ、金融行政の視野を「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」に広げ、金融行政の究極的な目標の達成により効果的に寄与できる新しい検査・監督を実現するために、基本的な考え方と進め方を整理したものです。

意見募集は平成 30 年 2 月 14 日までとさせて頂いておりますが、手続期間中もその後も、利用者・金融機関・市場参加者をはじめとした幅広い関係者（ステークホルダー）との議論を行い、継続的な改善に努めていきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）への意見募集（2 月 14 日まで）について」（平成 29 年 12 月 15 日）にアクセスしてください。

日本語版 <http://www.fsa.go.jp/news/29/wp/wp.html>

英語版 <http://www.fsa.go.jp/en/wp/wp.html>

監査監督上の協力に関する中華人民共和国財政部との書簡交換について

日本企業によるパンダ債（中国本土で非居住者が発行する人民元建債券）発行には、中国政府による認可が必要であり、中国側は、認可の前提として、金融庁と中国財政部（中国で監査法人の監督に責任を有する当局）との間で監査監督に係る情報交換枠組みの締結が必要としておりました。

金融庁は日本企業によるパンダ債発行に向けて、中国政府と協議を進めてきたところ、平成 29 年 12 月 22 日、中国・北京において越智隆雄内閣府副大臣と史耀斌中国財政部副部長が会談を行い、日中間の監査監督上の協力に関する書簡の交換を行いました。

本書簡は、両国が、平等・互惠・相互主義の原則の下、必要な範囲内で監査監督上の情報交換を行うことを可能にするものであり、これにより、日本企業の中国本土におけるパンダ債発行に必要な環境整備が図られました。

金融庁としては、パンダ債発行を希望する日本企業に対して、できるだけ速やかに発行認可を行うよう要請してきたところ、書簡交換後、みずほ銀行及び三菱東京 UFJ 銀行は発行認可を取得し、平成 30 年 1 月 16 日に両行によるパンダ債発行が実現しました。

本書簡の交換は、日中両国の企業が相互にそれぞれの金融市場を活用する機会が増えていく中、両国の投資者の保護に資するものです。

また、本年 5 月に横浜で開催された第 6 回日中財務対話において合意された、金融分野における実務的協力の更なる強化、日中両国の金融協力の拡大に資するものです。

金融庁としては、今後とも、日中金融当局間の協力を進め、日本企業の中国ビジネスに必要な環境整備や支援を積極的に行っていきます。

事業報告等と有価証券報告書の一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について

金融庁と法務省は、有価証券報告書と事業報告・計算書類の記載内容の共通化や、両書類を「一つの書類」として作成・開示することをより行いやすくするための環境整備の一環として、昨年 12 月 28 日、「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を取りまとめて公表いたしました。

この中で、金融庁と法務省は、15 項目（従業員の状況、主要な設備の状況、監査報酬の内容等）を挙げて、記載内容の共通化をより行いやすくするための具体的な対応方針を取りまとめており、今後、本年 3 月中を目途として、共通の記載が可能であることの明確化等の対応を行ってまいります。

消費者向け金融等に対する金融庁の取組みについて

○ 無登録で金融商品取引業を行う者にご注意！

最近、無登録業者によるファンドの勧誘事例や、投資顧問契約締結（助言）の勧誘事例等がありました。

金融庁では、登録等を受けている業者の一覧や、無登録で金融商品取引業を行っているとして、金融庁（財務局）が警告書の発出を行った者の一覧を掲載していますので、取引を行うに当たっては、まず、相手方業者の登録状況を確認してください。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)」及び「[無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)」をご覧ください。

○ あなたのキャッシュカードが狙われています。

最近、キャッシュカード手交型の特殊詐欺が増加しており、具体的には、以下のような被害が見受けられます。

- 金融庁職員や銀行協会職員、銀行員、警察官、百貨店社員などを名乗り「あなたの口座が不正に使われている」「調査のため、後でカードを預かりに行く」などと電話がある。

- その後、自宅を訪れ「今なら被害を補償する」などと顧客の不安をあおり、言葉巧みに口座の暗証番号を聞き出し、キャッシュカードをだまし取る。

被害に遭わないために、金融庁職員や銀行協会職員、銀行員、警察官などを名乗る者から電話や訪問を受けても、絶対に口座情報を教えたり、キャッシュカードを渡したりしないでください。

もし、キャッシュカードを渡してしまったら・・・
取引をしている金融機関に届け出るとともに、最寄りの警察署にも届け出て下さい。

金融庁職員がご自宅を訪ねてキャッシュカードをお預かりしたり、
暗証番号をお聞きすることはありません！！

皆さんご注意ください！ & 情報提供のお願い

その「もうけ話」、大丈夫ですか？

○ 仮想通貨に関するトラブルにご注意ください！

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「仮想通貨」をめぐるトラブルが増加しています。また、仮想通貨の交換と関連付けて投資を持ち掛け、トラブルとなるケースが増えています。

改正資金決済法等の施行に伴い、仮想通貨交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。取引の際には金融庁・財務局に登録された事業者であるか確認するとともに、下記の注意点に気を付けるようにしてください。

- 仮想通貨は「法定通貨」ではありません。
- 仮想通貨は、価格が変動することがあります。
- 仮想通貨交換業者は登録が必要です。利用する際は登録を受けた事業者か確認してください。
- 仮想通貨の取引を行う場合は事業者から説明を受け、内容をよく理解してから行ってください。
- 仮想通貨や詐欺的なコインに関する相談が増えています。詐欺や悪質商法に御注意ください。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[仮想通貨交換業者登録一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○ ICO (Initial Coin Offering)に関する注意喚起について

一般に、ICO (Initial Coin Offering) とは、企業等が電子的にトークン（証票）を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

全世界でICOによる資金調達が急増していますが、ICOにより発行されるトークンを購入する際には、次のような高いリスクがあります。

- 価格下落の可能性

トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。

- 詐欺の可能性

一般に、ICOでは、ホワイトペーパー（注）が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げられていたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。

（注） ICOにより調達した資金の使い道（実施するプロジェクトの内容等）やトークンの販売方法などをまとめた文書をいいます。

トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、ICOの利用者及び事業者に対する注意喚起を掲載しております。



「[ICOについて ～利用者及び事業者に対する注意喚起～](#)」（金融庁ウェブサイト）

○ 詐欺的な投資勧誘にご注意を！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。くれぐれもご注意ください！

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。



- ・ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った投資勧誘等に関するご注意

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話等により、投資に関して情報提供やアドバイスを行うことや、民間の業者等に対する投資に関与することは一切ありません。



- こうした取引の勧誘は、いわゆる劇場型の投資詐欺等であり、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録・届出を受けた業者に限られます。



- これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。
- ただし、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解した上で、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。



[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
- その信用力などが保証されているものではありません。
 - 「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。
 - 詳細は下記ウェブサイトにアクセスしてください。



[詐欺的な投資勧誘等にご注意ください！](#)（金融庁ウェブサイト）

これら不審な勧誘を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供下さい。

◆金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 時～17 時）

電話（ナビダイヤル）：0570-016811

※ I P 電話からは、03-5251-6811 におかけください。

F A X：03-3506-6699

皆様からの情報提供が市場を守ります！

(1) 情報提供窓口

証券取引等監視委員会では、資料・情報収集の一環として、広く一般の皆様から、「相場操縦」や「内部者取引」、「風説の流布」といった個別銘柄に関する情報、「有価証券報告書等の虚偽記載」や「疑わしいファイナンス」といった発行体に関する情報、「金融商品取引業者による不正行為等」に関する情報、「疑わしい金融商品・ファンドなどの募集」に関する情報など、市場において不正が疑われるような情報の提供を電話や郵送、F A X、インターネット等により受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

(注) 個別のトラブル処理・調査等の依頼につきましては対応していませんので、ご了承ください。

◆証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

直 通：0570-00-3581（ナビダイヤル）

※ I P 電話等からは、03-3581-9909におかけください。

代 表：03-3506-6000（内線3091、3093）

F A X：03-5251-2136

郵送（共通）：〒100-8922

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

電話・FAXの場合はこちらまで 〒100-8922 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央金町金第7号館 FAX:03-5251-2136
 証券取引等監視委員会は国の機関です。情報提供者のプライバシーは厳守します。

SESC 証券取引等監視委員会
 Securities and Exchange Surveillance Commission
 "for investors with investors"

(2) 年金運用ホットライン

平成 24 年 4 月より、年金運用の分野に関し、実名で情報提供いただける方を対象とする専用の窓口（年金運用ホットライン）を設置し、投資運用業者による疑わしい運用等の情報等、幅広い情報の収集に努めています。特に詳細な情報提供を頂ける場合、「年金運用の専門家」が対応いたします。これら専用の窓口も、是非ご利用下さい。

◆証券取引等監視委員会 年金運用ホットライン
<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>
直 通 : 03-3506-6627
 電子メール : pension-hotline@fsa.go.jp

(3) 公益通報・相談窓口

公益通報者保護法の公益通報に関する専用の窓口を設置し、電話による相談の対応も行っています。

◆証券取引等監視委員会 公益通報・相談窓口
<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>
直 通 : 03-3581-9854
F A X : 03-5251-2198
 電子メール : koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

お知らせ

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとの指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、8名)が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)	(敬称略)
翁 百合	株式会社総合研究所 副理事長	
神田 秀樹	学習院大学法務研究科教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)事務局長	
米山 寛生	東京経済大学経営学部教授	
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見憲法律事務所シニア・カウンセラー)	

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方

事業会社

学識経験者
シンクタンク

金融機関及び
その職員

金融庁に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

ご意見等の提出

金融行政モニター委員に対し、
直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

ご意見等提出方法: 電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号: 0570-052100(ナビダイヤル)

(IP電話は、03-3501-2100)

FAX番号: 03-3508-6699

ウェブサイト: 上記URL参照

郵送先:

〒100-8967 東京都千代田区麹町3-2-1

金融庁金融サービス利用者相談室

「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター受付窓口

URL: <http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※ 英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター



※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「[金融行政モニター](#)」にアクセスしてください。

中小企業等金融円滑化相談窓口

各財務局・財務事務所に中小企業等金融円滑化相談窓口を設置しています。どうぞご遠慮なく、ご相談ください。

● 以下の点について、ご質問・ご相談等はございませんか。

- ① 中小企業金融円滑化法の期限到来後における金融機関や金融庁・財務局の対応
- ② 借入れや返済について、取引金融機関との間でお困りのこと
- ③ 経営改善や事業再生に関する中小企業支援策の内容

● 各財務局・財務事務所の担当職員が、皆様のさまざまなご質問やご相談等にお答えいたします。また、助言等も積極的に行います。

● ご相談内容に応じて専門の機関をご紹介します。

《受付時間》 平日9時～16時

※ お問い合わせ先については、「[ご相談は財務局・財務事務所の金融円滑化窓口へ！～中小企業等金融円滑化相談窓口のご案内～](#)」にアクセスしてください。

東日本大震災関連情報

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

◆金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

「金融機関等の相談窓口一覧」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

◆金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)



メール配信サービスのお知らせ

金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会の各ウェブサイトでは、メール配信サービス（日本語版・英語版）を行っています。

メールアドレスを登録していただきますと、

- 金融庁からは、毎月発行しているアクセスFSAや、日々発表される各種報道発表など、
- 証券取引等監視委員会からは、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や、証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージなど、
- 公認会計士・監査審査会からは、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報など、
- 調達情報からは、調達情報サイトに掲載された金融庁の入札広告等の調達情報

が、登録いただいたメールアドレスに配信されます。

御希望の方は、この機会に下記からアクセスして登録してください！

	日本語版	英語版
金融庁	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
証券取引等監視委員会	「メールマガジン配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
公認会計士・監査審査会	「新着情報メール配信サービス」	Subscribing to E-mail Information Service
調達情報	「調達情報メール配信サービス」	—

